

07 景観形成の取組み

2005（平成 17）年、景観を主題にとらえた「景観法」が施行され、「良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであり、国民共通の資産として、現在および将来の国民がその恵沢を享受できるよう、整備と保全が図られなければならない。」という基本理念が掲げられています。

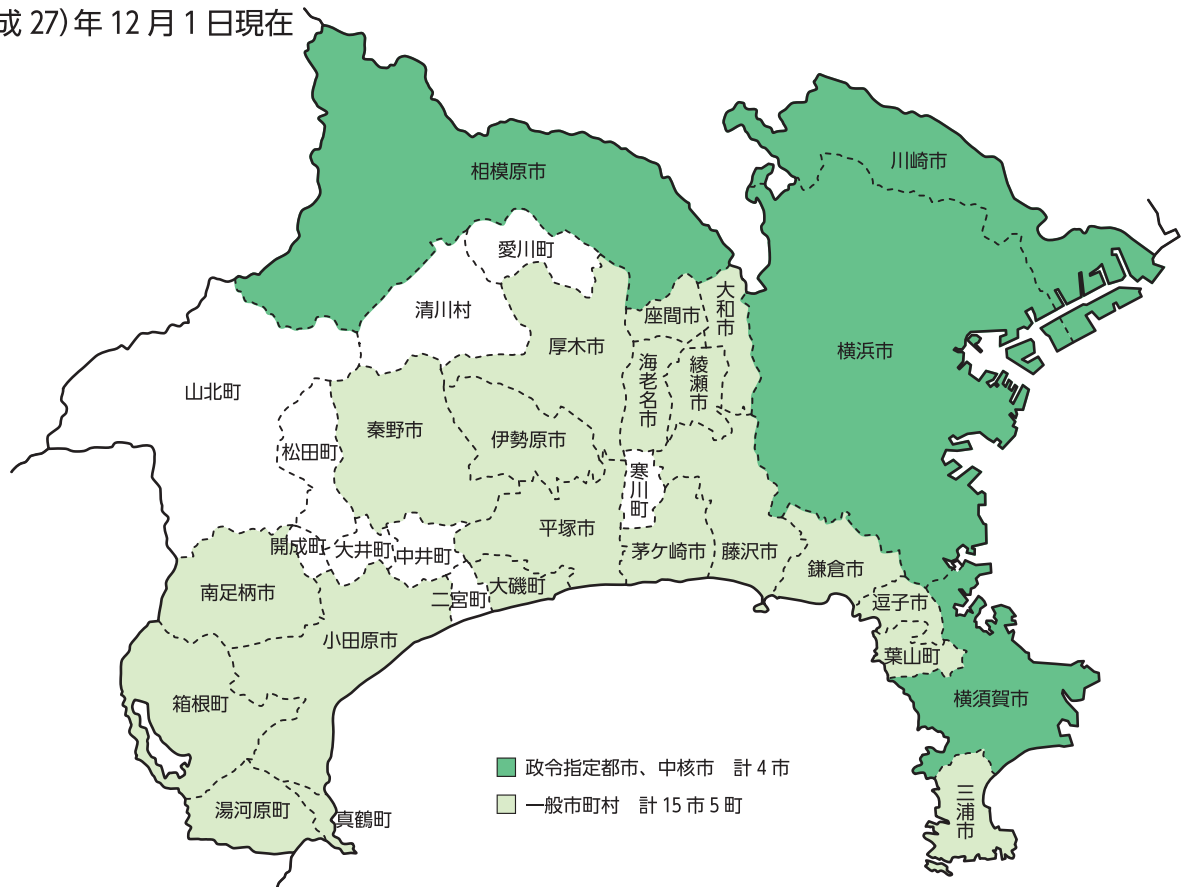
景観行政は、住民に最も身近な基礎自治体である市町村が主体的に担っていくことが望ましく、地方公共

団体がそれぞれ役割を担い景観づくりに取り組んでいくよう、景観行政団体の制度が定められました。

神奈川県では積極的に景観づくりに取り組む市町村も多く、2015（平成 27）年 12 月 1 日現在、景観法で景観行政団体となることが定められている政令指定都市（3市）や中核市（1市）以外にも、一般市町村のうち 15 市 5 町が景観行政団体となっています。

景観行政団体

2015（平成 27）年 12 月 1 日現在



景観行政団体

市町村名	分類	同意の日	景観行政団体となった日	景観計画施行日	市町村名	分類	同意の日	景観行政団体となった日	景観計画施行日
神奈川県	(都道府県)		平成16年12月17日		逗子市		平成17年 9月28日	平成17年11月 1日	平成18年 7月 1日
横浜市	(政令市)		平成16年12月17日	平成20年 4月 1日	藤沢市		平成18年 1月 5日	平成18年 4月 1日	平成19年 4月 1日
川崎市	(政令市)		平成16年12月17日	平成20年 7月 1日	茅ヶ崎市		平成18年 1月 5日	平成18年 4月 1日	平成20年10月 1日
相模原市*	(政令市)		平成16年12月17日	平成22年 4月 1日	座間市		平成18年 2月 2日	平成18年 4月 1日	平成20年10月 1日
横須賀市	(中核市)		平成16年12月17日	平成18年 7月 1日	箱根町		平成18年 2月 7日	平成18年 4月 1日	平成21年 6月 1日
真鶴町		平成16年12月17日	平成17年 1月16日	平成18年 6月 1日	大和市		平成18年 2月14日	平成18年 4月 1日	平成20年10月 1日
平塚市		平成16年12月17日	平成17年 1月24日	平成21年 4月 1日	三浦市		平成19年 7月25日	平成19年 9月 1日	平成27年 7月 1日
小田原市		平成16年12月17日	平成17年 2月 1日	平成18年 2月 1日	海老名市		平成20年 6月23日	平成20年 8月 1日	平成21年10月 1日
大磯町		平成16年12月27日	平成17年 2月 8日	平成21年 4月 1日	厚木市		平成21年 1月21日	平成21年 4月 1日	平成22年10月 1日
秦野市		平成17年 2月24日	平成17年 4月 1日	平成18年 4月 1日	伊勢原市		平成21年 3月13日	平成21年 5月 1日	平成26年 4月 1日
鎌倉市		平成17年 4月 1日	平成17年 5月 1日	平成19年 1月 1日	綾瀬市		平成22年 2月25日	平成22年 4月 1日	平成25年 1月 4日
葉山町		平成17年 5月25日	平成17年 7月 1日	平成22年 7月 1日	南足柄市		平成22年10月19日	平成22年12月 1日	平成24年12月13日
湯河原町		平成17年 7月14日	平成17年 9月 1日	平成19年 4月 1日					

*相模原市は景観行政団体移行時点では中核市。

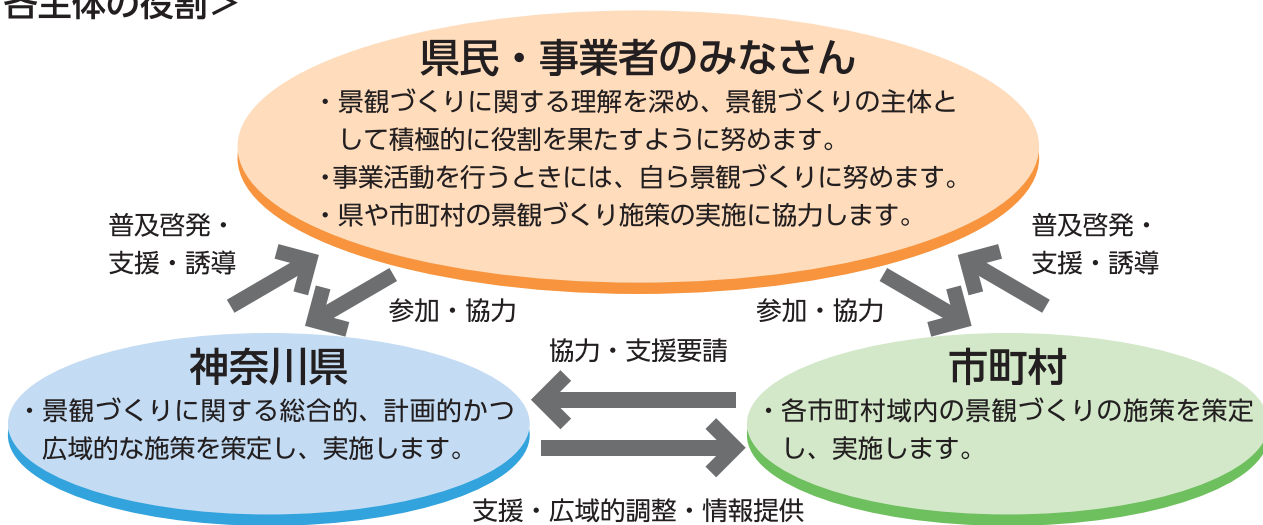
景観行政団体以外の市町村については、県が景観行政団体となります。

神奈川の景観づくり（各主体の役割）

神奈川県景観条例に基づく取組み

- ・神奈川県では2006（平成18）年12月に「神奈川県景観条例」を施行し、2007（平成19）年8月には、条例第7条に基づく「神奈川景観づくり基本方針」を策定しました。
- ・「神奈川県景観条例」では、景観づくりの基本理念、景観づくりに関わる県・県民・事業者の責務、県の景観づくり施策の基本事項などを定めています。
- ・「神奈川景観づくり基本方針」では、景観づくりに関わる各主体（県・県民・事業者・市町村）の役割を定め、県が県民・事業者のみならず市町村の景観づくりを支援していくための施策の方針や、広域的な景観づくりの方向性を示しています。

<各主体の役割>



神奈川の景観づくり（神奈川県都市整備公園課）より

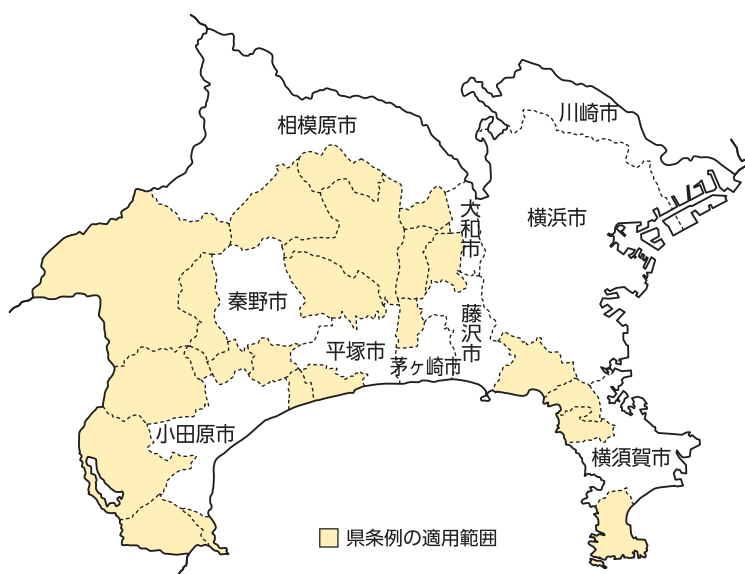
神奈川県屋外広告物条例の概要

2015（平成27）年12月1日現在

屋外広告物は、目的地までの案内など様々な情報の提供に広く利用されており、また、街に活気をもたらすものでもあります。しかしながら、自由に広告が出されることになると、街並みや自然景観を乱したり、広告物の落下などにより事故の要因となることも考えられます。

そこで、神奈川県では、「良好な景観の形成」「風致の維持」及び「公衆に対する危害の防止」を図るために、屋外広告物法に基づいて、神奈川県屋外広告物条例を制定し、屋外広告物の表示などに関する基準を定めています。

政令市・中核市は屋外広告物法に基づく条例を独自に制定することができます。そのほかの市町村は景観法に基づく景観行政団体となり県との協議を行うことにより、制定が可能になります。



*横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、小田原市、大和市、平塚市、茅ヶ崎市及び秦野市では、それぞれ独自に屋外広告物に関する条例を制定しています。

神奈川県都市整備課資料より